

第45回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年3月30日（木曜日）
午前10時30分 受付開始 午前10時

開催場所

東京都新宿区新宿二丁目4番3号
株式会社ソリトンシステムズ 本社 7階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件

目次

第45回定時株主総会招集ご通知 …	1
事業報告……………	4
連結計算書類……………	21
計算書類……………	24
監査報告……………	27
株主総会参考書類……………	35



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/3040/>



株式会社ソリトンシステムズ

証券コード：3040

証券コード 3040
2023年3月15日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目4番3号
株式会社ソリトンシステムズ
代表取締役社長 鎌 田 信 夫

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

当社第45回定時株主総会を下記により開催しますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第45回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.soliton.co.jp>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」
「株主総会資料」を順に選択していただき、ご確認ください。）



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（ソリトン）または証券コード(3040)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東 証 ウ ェ ブ サ イ ト （ 東 証 上 場 会 社 情 報 サ ー ビ ス ）

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



【インターネットによる議決権行使の場合】

パソコン、スマートフォン等から当社指定の議決権行使ウェブサイト

（<https://www.web54.net>）ウェブ行使にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2023年3月29日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してください。

【書面による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月29日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2023年3月30日（木曜日）午前10時30分 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区新宿二丁目4番3号
株式会社ソリトンシステムズ 本社 7階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |

3. 目的事項

報告事項

1. 第45期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」なお、上記①及び②は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願いします。
 - ・インターネットと議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。また株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を変更する場合がございますが、その場合にも同ウェブサイトに掲載いたしますので、発信情報をご確認いただくよう、併せてお願い申し上げます。

株主総会当日のライブ配信につきまして

当日の様子は、インターネットのライブ配信を通じて、ご覧いただくことができます。

■視聴URL取得ページ

<https://soliton-seminar.com/kabunushi/>

ブラウザは、「Google Chrome」または「Safari」の最新バージョンをご利用ください。

①株主番号 と ②郵便番号 を入力の上、表示される視聴URLからアクセスしてください。

スマートフォンを利用して右の「QRコード」を読み取り、アクセスすることも可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



配信開始は、2023年3月30日（木）10：30を予定しております。

※ご注意事項

1. ライブ配信をご視聴の株主様は、株主総会に「出席」したものとは取り扱われません。また、当日の採決に参加しての議決権行使を行うこともできませんので、事前にインターネットまたは書面による議決権行使をお願いいたします。
2. 通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が悪くなり、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性がありますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。
3. ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。
4. 当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
5. ライブ配信においては、コメントを送信することができます。ただし、株主総会にご出席の株主様からのご質問に優先的に回答することを予定しており、コメントを頂戴しても、これを紹介できない場合もございます。また、上記のとおりライブ配信をご視聴の株主様は株主総会に出席したものとは取り扱われませんので、コメントの送信は、株主総会における正式な質問とは取り扱われず、また、コメントの送信によって動議を提出することもできません。以上、あらかじめご了承をお願い申し上げます。
6. ご視聴方法等に関するお問い合わせ

電話番号：03-5360-3844

【受付時間：平日9：00～17：30】

(提供書面)

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度、先進国は新型コロナウイルスのワクチン接種を促進し、行動制限を緩め、経済活動が正常化に向かいはじめました。その矢先、ロシアがウクライナに軍事侵攻し、エネルギーや原材料等の価格が高騰、半導体不足やサプライチェーンの混乱による供給制約で世界的に物価が上昇しました。日本経済は、電気料金や輸送価格の値上げ、インフレに対応した各国での金融引き締め等による急激な円安進行により先行きが不透明で予断を許さない状況が続きました。

IT投資については、企業、官公庁/自治体のDX（デジタルトランスフォーメーション）やクラウドの活用、AIによる新たなサービスの開発等堅調に拡大し、当社が得意とするITセキュリティ分野の需要は底堅く拡大しました。他方、前述のロシアの軍事侵攻により、国家の安全保障戦略が一変しました。日本政府は、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」からなる「安保3文書」を2022年12月に閣議決定いたしました。サイバーセキュリティ対策が官民とも新たな展開を迎えた年になりました。

このような環境下、当社グループの業績について、売上高は、ITセキュリティ事業で業務提携による海外製品の大型更新案件が複数あったことにより、19,757百万円(前期比13.6%増)となりました。営業利益は、増収の主要因が粗利率の低い業務提携製品（海外製品）に多く、円安により想定以上に仕入価格が上昇、2,036百万円（前期比14.0%減）となりました。経常利益は、営業外収益で為替差益94百万円や助成金収入85百万円を計上しましたが、営業利益の減益の影響が大きく、2,203百万円（前期比11.7%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に続き、海外子会社が抱えていた債務が時効を迎え債務免除益97百万円が生じましたが、1,587百万円（前期比15.2%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しています。「収益認識に関する会計基準」等の適用により、当連結会計年度の売上高は131百万円減少、営業利益は57百万円減少しています。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

[ITセキュリティ事業]

売上高は18,563百万円（前期比13.9%増）、セグメント利益は3,051百万円（前期比5.3%減）となりました。

半導体の供給不足で無線アクセスポイント等ネットワーク機器類の納品に遅延が生じ、当社主力製品の「NetAttestシリーズ」の販売が抑制されましたが、ネットワーク分離向けソリューションが自治体向けに好調で、自社製品／サービスの売上は増収となりました。しかしながら、前述のように粗利率の低い業務提携製品（海外製品）の大型更新案件が増収の主要因であり、加えて、今後も拡大が続くセキュリティ需要に応えるため、人材投資を行ったことによりセグメント利益は減益となりました。また、ロシアのウクライナへの侵攻により、サイバー攻撃は企業/組織の活動どころか国家防衛に直結する脅威である、という認識が広く浸透しました。当社は国内外の機関との連携を深耕し、サイバーセキュリティへの取り組みを推進いたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、当連結会計年度の売上高は138百万円減少、営業利益は64百万円減少しています。

[映像コミュニケーション事業]

売上高は845百万円（前期比10.0%減）、セグメント損失は132百万円（前期はセグメント利益87百万円）となりました。

2017年に販売を開始した「Smart-telecaster Zao-S」の後継として、2022年4月に「Smart-telecaster Zao-X」をリリースしました。メディア系への製品販売やレンタルの動きが鈍く、大型公共案件も一部が次期となったこと等で減収となり、セグメント損失を計上しました。一方で、高解像度画像を超短遅延で伝送し、さらに制御信号も重畳させ伝送することをサービスで提供するクラウド基盤の開発を進めました。サービス化することで、昨今注目されている「遠隔操縦」に対し、より広い領域で簡易に活用されることを期待しています。

なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、当連結会計年度の売上高は6百万円増加、営業利益は6百万円増加しています。

[Eco 新規事業開発]

売上高は347百万円（前期比133.2%増）、セグメント損失は183百万円（前期はセグメント損失244百万円）となりました。

既存の人感センサーの販売が底堅く推移し、官公庁から受注した小型映像伝送装置の量産製品の一部を納品したこと等により増収となりました。また、これまで培ってきたアナログ回路技術をベースに超低消費電力で動作することをターゲットとしたアナログエッジAIチップの開発を進め次期に試作品をリリースする見通しとなりました。セグメント損失は増収効果で当該AIチップの開発費の負担を吸収し、赤字幅が縮小いたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響はありません。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は315百万円で、その主なものは、OA機器・業務用ソフトウェアの購入、販売用ソフトウェアの取得、自社利用ソフトウェアの取得等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 42 期 (2019年12月期)	第 43 期 (2020年12月期)	第 44 期 (2021年12月期)	第 45 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (百万円)	15,552	16,457	17,389	19,757
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	660	1,483	1,872	1,587
1 株当たり当期純利益 (円)	34.83	78.27	101.08	85.74
総 資 産 (百万円)	14,051	16,014	17,305	19,261
純 資 産 (百万円)	6,543	7,032	8,477	9,615
1 株当たり純資産額 (円)	344.21	377.64	457.12	518.28

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
索 利 通 網 絡 系 統 (上 海) 有 限 公 司	2,000千米ドル (222百万円)	100.0%	・通信情報機器・ソフトウェア・映像 伝送システム等の販売 ・ソフトウェアの受託開発

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社1社を含めて、計6社であります。

2. Soliton Systems Development Center Europe A/Sは、清算手続きが完了したため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

1. 海外展開を視野に、ユニークな製品、サービスを開発すること。
2. 広報/IRを強化して、企業活動や製品/サービスをわかりやすく発信すること。
3. 基幹システムを刷新し、一段上の生産性の向上を図ること。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、当社(株式会社ソリトンシステムズ)、その他の関係会社1社、連結子会社6社により構成されております。

当社グループのセグメント別の営業種目及び当社と関係会社の位置付けは次のとおりです。

セグメントの名称	主な営業種目	会社名
I Tセキュリティ	<ul style="list-style-type: none">・情報漏洩対策、認証とアクセス制御、ネットワークの為のセキュリティ対策、サイバーセキュリティ対策などの製品/クラウドサービスの開発・販売・IoTのためのセキュリティ対策と脆弱性検出・企業向けネットワークインテグレーションと運用サービスの提供	当社 索利通網絡系統(上海)有限公司 Soliton Systems, Inc. (株)Sound-FinTech (株)Applause Messages
映像コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none">・モバイル回線による高品質のリアルタイム映像伝送システム「Smart-telecaster」の開発・販売	当社 Soliton Systems Europe N.V.
Eco 新規事業開発	<ul style="list-style-type: none">・アナログ・デジタル混合半導体デバイスの開発・販売・映像伝送システム等の開発・販売	当社 Y Explorations, Inc.

- (注) 1. その他の関係会社の(有)Zen-Noboksは、当社株式の44.3%を所有している資産管理会社であります
が、当社の事業との取引関係がないため、表から除外しております。
2. Soliton Systems Development Center Europe A/S及びGiritech A/Sは、清算手続きが完了したため、
連結の範囲から除外しております。
3. Soliton Systems Singapore Pte.LTD.は、清算手続きが完了したため、非連結子会社から除外して
おります。
4. (株)On My Waysは、(株)Applause Messagesに法人名を変更しております。

(6) 主要な事業所 (2022年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	名 古 屋 営 業 所	名古屋市中区
J R 新 宿 ミ ラ イ ナ タ ワ ー オ フ ィ ス	東京都新宿区	福 岡 営 業 所	福岡市博多区
開 発 分 室	東京都新宿区	東 北 営 業 所	仙台市青葉区
物 流 倉 庫	東京都江戸川区	長 野 開 発 分 室	長野県長野市
大 阪 営 業 所	大阪市北区	山形総合開発センター	山形県山形市
札 幌 営 業 所	札幌市中央区	名 古 屋 開 発 セ ン タ ー	名古屋市中村区

② 子会社

名 称	所 在 地
索 利 通 網 絡 系 統 (上 海) 有 限 公 司	中華人民共和国 上海

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
I T セキュリティ	532 (164) 名	13名増 (2) 名増
映像コミュニケーション	30 (6) 名	2名減 (1) 名減
E c o 新規事業開発	24 (3) 名	-名増 (-) 名増
本社・共通	73 (29) 名	5名減 (3) 名増
合計	659 (202) 名	6名増 (4) 名増

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
615(202) 名	11名増(4名増)	41.5歳	11.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	76百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,738,888株
- ③ 株主数 6,794名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社 Zen - N o b o k s	82,124百株	44.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,949百株	6.5%
ソリトンシステムズ従業員持株会	7,152百株	3.9%
株式会社三井住友銀行	4,800百株	2.6%
鎌田信夫	3,850百株	2.1%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,108百株	1.7%
株式会社りそな銀行	1,600百株	0.9%
THE BANK OF NEW YORK M E L L O N 1 4 0 0 4 0	1,423百株	0.8%
鎌田祥志	1,254百株	0.7%
株式会社 S B I 証券	1,252百株	0.7%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,218,887株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	鎌 田 信 夫	有限会社Zen-Noboks取締役 索利通ネットワークシステム(上海)有限公司 董事長
取 締 役	鎌 田 理	I Tセキュリティ事業部長
取締役(監査等委員)	高 徳 信 男	高德公認会計士事務所 所長
取締役(監査等委員)	加 藤 光 治	北川工業株式会社 社外取締役
取締役(監査等委員)	中 村 修	慶應義塾大学環境情報学部 教授 株式会社ナノオプト・メディア 社外取締役 株式会社インターネット総合研究所 社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 高德信男氏、加藤光治氏及び中村修氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 高德信男氏は、公認会計士の資格を有するものであります。
3. 当社は、取締役高德信男氏、取締役加藤光治氏及び取締役中村修氏について、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施、内部監査を行う内部監査室が監査等委員会と連携して監査活動を行っているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を支払限度額500百万円の範囲内において填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について保険料を全額当社が負担しております。

④ 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
橋本和也	2022年3月24日	任期満了	取締役 ITセキュリティ事業部長
見立宏	2022年3月24日	任期満了	営業推進担当

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成されております。基本報酬部分は、業務に対する各役員が担う役割、責務に応じて決定しております。

業績連動報酬は、客観的な測定が可能な売上高と利益の目標達成率で金額を算定し、年次賞与として支給しております。

経営の監督機能を担う監査等委員である取締役については、それぞれ適切にその役割を担うため、独立性を確保する必要があることから、固定の月例報酬のみを支給し、業績により変動する報酬は支給しておりません。

決議に際しては、あらかじめ取締役会で決議する内容を指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

役員報酬の限度額については、2020年3月24日開催の第42回定時株主総会決議により、監査等委員でない取締役7名に対して年額500百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人給与は含まない。）、監査等委員である取締役3名に対して、年額100百万円以内と決議しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	対象員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	賞与
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (-)	82 (-)	69 (-)	13 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3)	12 (12)	12 (12)	- (-)
合計 （うち社外役員）	7名 (3)	94 (12)	81 (12)	13 (-)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の対象員数と報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年3月24日開催の第42回定時株主総会において、年額500百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年3月24日開催の第42回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
4. 上表の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額23百万円が含まれております。
5. 取締役に対する賞与は業績連動で支給する方針であり、その金額の算定にあたっては、売上高と利益の目標達成率で決定します。
6. 取締役会は、代表取締役鎌田信夫に対して取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分方法の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性について確認しております。

- ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。
- ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役高德信男氏は、高德公認会計士事務所所長であります。高德公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役加藤光治氏は、北川工業株式会社の社外取締役であります。北川工業株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役中村修氏は、慶應義塾大学環境情報学部教授、株式会社ナノオプト・メディア社外取締役、及び株式会社インターネット総合研究所社外取締役であります。これらの会社等と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役（監査等委員） 高 德 信 男	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会23回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 加 藤 光 治	当事業年度に開催された取締役会12回のうち9回に、また、監査等委員会23回のうち15回出席いたしました。会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 中 村 修	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会23回の全てに出席いたしました。大学教授として当業界に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて検証したうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行いました。

⑤ 当社の重要な子会社である索利通ネットワークシステム（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法及び金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、行動規範を定め、当社のみならずグループの社員等にこれを周知徹底すべくホームページに公表するとともに、取締役及び執行役員は法令及び倫理規範の順守を率先垂範する。
 - ・コンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、社外取締役制度を採用し、意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高める。
 - ・内部監査部門として内部監査室を設置し、当社全部門及びグループの業務プロセス及び業務全般の適正性等について内部監査を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書については文書管理及び保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切に保存・管理し必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業構成や事業運営に関わる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発・知的財産など技術競争力に関するリスク等は、関連する社内規定に基づき、取締役会、経営会議において管理し、必要な都度対策する。また製品の品質・欠陥や環境・災害・安全に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・輸出管理法・下請法などコンプライアンスに関するリスクなどについてはコンプライアンス委員会、及び総務部において重要リスクの洗い出しを行い、対策を講じる。万一不測の事態が発生した場合は、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し損害を最小限に止め事業継続体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の重要事項は毎月の取締役会で討議・決定し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、討議・決定する。また、業務執行最高責任者である代表取締役社長に対して適切な助言を行うことを目的に、執行役員及び各部門の責任者から構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行事項についての方向性や方針の確認を行う。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ・当社が定める関係会社管理規程及び当社と子会社との間で個別に締結される管理契約等において、子会社の経營業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
 - ・定期的または必要に応じて、当社及び子会社の取締役が出席する役員会を開催し、子会社において重要な事項が発生した場合には、子会社に対し当社へ報告することを義務付ける。
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス規程においてリスクごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・グループのコンプライアンス委員会において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対策を審議する。
 - ・不測の事態や危機の発生時にグループの事業継続を図るための計画を策定し、当社及び子会社の役員及び社員等に周知徹底する。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
 - ・グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、これに準拠した体制を構築する。
- ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンス規程を作成し、当社グループの全ての役員及び社員等に周知徹底する。
 - ・グループにおいては、各子会社に、規模や業態に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する。
 - ・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき内部監査を実施する。
 - ・グループの役員及び社員等が直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを当社内に整備する。

⑥ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員の職務を補助すべきスタッフは、監査等委員の指揮命令に従わなければならない。

⑦ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社に報告するための体制

- ・グループの役員及び社員等は、当社取締役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・グループの役員及び社員等は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、これを発見次第、ただちに当社に報告する。
- ・監査等委員会事務局は、定期的に監査等委員である当社取締役に対する報告会を実施し、グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ・グループの内部通報制度の担当部署は、グループの役員及び社員等からの内部通報状況について、定期的に当社に報告する。

⑧ コンプライアンス違反に関する事項を報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び社員等に周知する。

⑨ 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方・整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体に対し、社会常識と正義感を持ち、毅然とした対応で臨み、一切の関係を持たないことを基本的な方針としております。反社会勢力に対する統括部門を定め、必要に応じて警察や顧問弁護士、その他外部の専門機関と連携し、反社会勢力と対応する体制をとる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運営状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点については、是正措置を行い、以下の通り、より適切な内部統制システムの運用に努めます。

① コンプライアンス

当社は、当社及び子会社において、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。社員に対してコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関する意識・行動、コンプライアンス違反リスクの予防体制、内部通報制度の運用などの周知徹底を図る。また、社内にコンプライアンス・ホットラインを設置し、その通報先は、外部弁護士事務所及び社内窓口の総務部長と人事部長に設定しております。コンプライアンスの報告、内部通報報告、利益相反に関する報告は、取締役会で行なわれております。

② リスク管理体制

当社は、当社及び子会社が被る損失または不利益を最小限とするためにコンプライアンス委員会及び総務部において重要リスクの洗い出しを行い対策を講じることとしております。万一不測の事態が生じた場合には、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し、損害を最小限に止める事業継続体制を整えることとしております。

③ 監査等委員の監査体制

当社の監査等委員は、毎月監査等委員会を定時ないし臨時に開催して情報交換を行うとともに、適宜グループの役員及び社員に対し業務執行にかかる事項について報告を求め、監査の実効性の向上を図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針に、株主配当の充実を図りたいと考えております。

当事業年度の期末配当については、2023年2月10日開催の取締役会において、1株につき8.00円と決議させていただきました。なお、配当金の支払開始日は、2023年3月31日といたしております。

内部留保資金につきましては、より強固な経営基盤作りを目指すとともに、新製品と新サービス創出のための開発投資及びグローバル展開のための原資に充てる予定です。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	16,367	流動負債	9,576
現金及び預金	10,199	支払手形及び買掛金	934
受取手形	3	短期借入金	133
電子記録債権	1,006	リース債務	17
売掛金	2,650	未払金	521
契約資産	22	未払法人税等	5
リース投資資産	25	契約負債	7,134
商品及び製品	625	賞与引当金	438
仕掛品	97	役員賞与引当金	23
原材料及び貯蔵品	69	その他	366
前払費用	1,323		
その他	365	固定負債	70
貸倒引当金	△21	リース債務	7
固定資産	2,894	その他	62
有形固定資産	1,162		
建物及び構築物	404	負債合計	9,646
車両運搬具	6		
工具器具備品	159	純資産の部	
土地	591	株主資本	9,637
無形固定資産	457	資本金	1,326
ソフトウェア	258	資本剰余金	1,403
ソフトウェア仮勘定	183	利益剰余金	8,241
その他	14	自己株式	△1,333
投資その他の資産	1,275	その他の包括利益累計額	△39
投資有価証券	94	その他有価証券評価差額金	10
差入保証金	484	為替換算調整勘定	△49
繰延税金資産	296	非支配株主持分	16
その他	399		
貸倒引当金	△0	純資産合計	9,615
資産合計	19,261	負債・純資産合計	19,261

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	19,757
売上原価	12,126
売上総利益	7,630
販売費及び一般管理費	5,593
営業利益	2,036
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	0
為替差益	94
助成金の収入	85
その他	7
営業外費用	188
支払利息	0
固定資産除却損	5
投資事業組合運用損	13
訴訟和解金	2
その他	0
経常利益	22
特別利益	2,203
固定資産売却益	0
債務免除益	97
関係会社清算益	32
特別損失	130
減損損失	3
投資有価証券評価損	13
税金等調整前当期純利益	16
法人税、住民税及び事業税	2,316
法人税等調整額	148
当期純利益	582
731	
1,585	
非支配株主に帰属する当期純損失	△2
親会社株主に帰属する当期純利益	1,587

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2022年1月1日残高	1,326	1,401	7,032	△1,345	8,414
会計方針の変更による累積的影響額			△100		△100
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,326	1,401	6,931	△1,345	8,314
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△277		△277
親会社株主に帰属する当期純利益			1,587		1,587
自己株式の処分		2		11	13
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	2	1,309	11	1,323
2022年12月31日残高	1,326	1,403	8,241	△1,333	9,637

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2022年1月1日残高	10	35	46	16	8,477
会計方針の変更による累積的影響額					△100
会計方針の変更を反映した当期首残高	10	35	46	16	8,376
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△277
親会社株主に帰属する当期純利益					1,587
自己株式の処分					13
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△0	△85	△85	0	△85
連結会計年度中の変動額合計	△0	△85	△85	0	1,238
2022年12月31日残高	10	△49	△39	16	9,615

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	16,012	流動負債	9,142
現金及び預金	10,077	買掛金	851
受取手形	3	リース債務	17
電子記録債権	1,006	未払金	526
売却掛金	2,476	未払費用	264
契約資産	22	契約負債	6,959
リース投資資産	25	賞与引当金	430
商品及び製品	618	役員賞与引当金	23
仕掛品	97	その他の	69
原材料及び貯蔵品	69	固定負債	17
前渡金	17	リース債務	7
前払費用	1,236	その他の	10
関係会社短期貸付金	1,007		
その他の	338	負債合計	9,159
貸倒引当金	△984	純資産の部	
固定資産	2,747	株主資本	9,589
有形固定資産	1,055	資本金	1,326
建物	346	資本剰余金	1,403
構築物	15	資本準備金	1,247
車両運搬具	5	その他資本剰余金	155
工具、器具及び備品	154	利益剰余金	8,192
土地	534	利益準備金	95
無形固定資産	454	その他利益剰余金	8,097
ソフトウェア	256	繰越利益剰余金	8,097
ソフトウェア仮勘定	183	自己株式	△1,333
電話加入権	14	評価・換算差額等	10
投資その他の資産	1,237	その他有価証券評価差額金	10
投資有価証券	58	純資産合計	9,599
関係会社株式	6	負債・純資産合計	18,759
出資金	393		
破産更生債権等	0		
長期前払費用	5		
差入保証金	478		
繰延税金資産	294		
貸倒引当金	△0		
資産合計	18,759		

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	18,929
売上原価	11,545
売上総利益	7,384
販売費及び一般管理費	5,208
営業利益	2,176
営業外収益	
受取利息	11
受取配当金	0
為替差益	98
助成金の収入	85
その他	5
営業外費用	201
支払利息	0
固定資産除却損	4
貸倒引当金繰入額	186
貸倒損	2
投資事業組合運用損	13
訴訟和解金	2
その他	0
経常利益	210
特別利益	2,167
固定資産売却益	0
債務免除益	97
特別損失	97
減損損	2
投資有価証券評価損	13
その他	0
税引前当期純利益	15
法人税、住民税及び事業税	2,250
法人税等調整額	145
当期純利益	728
	1,521

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2022年1月1日残高	1,326	1,247	153	1,401	95	6,953	7,049	△1,345	8,431
会計方針の変更による累積的影響額						△100	△100		△100
会計方針を反映した 当 期 首 残 高	1,326	1,247	153	1,401	95	6,852	6,948	△1,345	8,331
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△277	△277		△277
当期純利益						1,521	1,521		1,521
自己株式の処分			2	2				11	13
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,244	1,244	11	1,258
2022年12月31日残高	1,326	1,247	155	1,403	95	8,097	8,192	△1,333	9,589

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2022年1月1日残高	10	10	8,442
会計方針の変更による累積的影響額			△100
会計方針を反映した 当 期 首 残 高	10	10	8,342
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△277
当期純利益			1,521
自己株式の処分			13
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△0	△0	1,257
2022年12月31日残高	10	10	9,599

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

株式会社 ソリトンシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原山 精一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソリトンシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

株式会社 ソリトンシステムズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原山 精一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの2022年1月1日から2022年12月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討

すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告

書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

株式会社ソリトンシステムズ 監査等委員会

監査等委員 高德信男 ㊟

監査等委員 加藤光治 ㊟

監査等委員 中村 修 ㊟

(注) 監査等委員 高德信男、加藤光治及び中村修は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名報酬委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
1	かまた のおお 鎌田 信夫	1972年4月 東京工業大学応用物理、電磁物性研究室研究員 1973年9月 インテルジャパン株式会社（現インテル株式会社）入社 1979年3月 当社設立 代表取締役社長 （現在に至る） 1982年12月 九州工業大学 非常勤講師 （重要な兼職の状況） 有限会社 Zen-Noboks 取締役 索利通ネットワークシステム（上海）有限公司 董事長	385,000株
<p>【選任理由】 鎌田信夫氏を取締役候補者とした理由は、当社の創立より代表取締役社長として強力なリーダーシップにより経営戦略を推進し、今後も当社の継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	かまた おさむ 鎌田 理	1994年4月 日本オラクル株式会社入社 2008年12月 同社 オラクルダイレクト テクニカルサービス部 シニアディレクター 2018年6月 同社 オラクルデジタルソリューション第一部 シニアディレクター 2019年3月 当社非常勤取締役 2021年3月 当社入社 取締役(現任) ITセキュリティ営業統括本部長 2022年4月 ITセキュリティ事業部長(現任) (現在に至る)	70,000株
【選任理由】 鎌田理氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたりIT事業に従事し豊富な経験・実績・見識を有することから、当社の事業経営についての提言を期待しているためです。今後も当社の事業経営を推進し、継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
3	なかに のぼる 中谷 昇 ※	2007年7月 INTERPOL(国際刑事警察機構) 経済ハイテク犯罪課長 2008年9月 INTERPOL情報システム・技術局長 2012年4月 INTERPOL Global Complex for Innovation (IGCI) 総局長 2019年4月 ヤフー株式会社 執行役員 2019年6月 日本IT団体連盟 常務理事(現任) 2019年7月 日本サイバー犯罪対策センター理事(現任) 2019年10月 Zホールディングス株式会社 執行役員 2020年6月 株式会社ラック社外取締役(現任) 2020年10月 Zホールディングス株式会社 常務執行役員(現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) Zホールディングス株式会社 常務執行役員 株式会社ラック社外取締役	一株
【選任理由及び期待される役割】 中谷昇氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の法執行機関時代のサイバー犯罪対策に取り組む豊富な国際経験、及び先端技術の動向を踏まえた経営判断は、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。			

候補者 番号	ふりが 氏 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
4	みすみ いくお 三角 育生 ※	2005年 6 月 (独)情報処理推進機構セキュリティセンター長 2007年 6 月 経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政室長 2009年 7 月 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易 審査課長 2012年 6 月 内閣官房内閣参事官 (内閣サイバーセキュリティ センター等) 2016年 6 月 内閣官房内閣審議官 (NISC副センター長) 2018年 8 月 経済産業省サイバーセキュリティ・情報化審議官 2020年11月 (一財)高度技術社会推進協会調査役 (東京都) 2021年 9 月 デジタル庁セキュリティストラテジスト (非常勤) (現任) 2022年 4 月 東海大学情報通信学部教授・学部長 (現任) (現在に至る)	一株
【選任理由及び期待される役割】 三角育生氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が日本政府における長年のサイバーセキュリティ政策に関する豊富な知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 鎌田理氏は、当社代表取締役社長鎌田信夫氏の二親等以内の親族であります。
2. ※印の2名は、両名とも新任の社外取締役候補者であります。
3. 候補者4名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 中谷昇氏と三角育生氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を支払限度額500百万円の範囲内において填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
 また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 中谷昇氏、三角育生氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

[ご参考]

取締役候補者および取締役（監査等委員）の専門性と経験

[スキル・マトリックス]

氏名	企業経営	営業企画	技術 開発	国際性	リスク管理	財務 会計
鎌田 信夫	●	●	●	●		
鎌田 理		●	●		●	
中谷 昇 (社外)			●	●	●	
三角 育生 (社外)			●		●	
高德 信男 (社外)					●	●
加藤 光治 (社外)	●	●	●	●	●	
中村 修 (社外)	●	●	●	●		

以上

補足情報

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

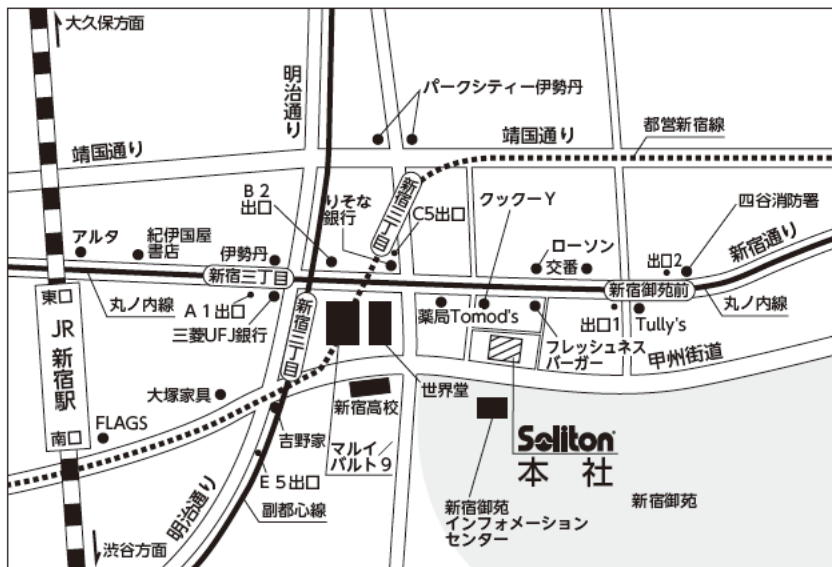
候補者生年月日

鎌田 信夫	1940年11月13日
鎌田 理	1970年5月30日
中谷 昇	1969年1月29日
三角 育生	1962年10月9日

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区新宿二丁目4番3号
株式会社ソリトンシステムズ
本社 7階ホール
TEL 03-5360-3801



交通○東京メトロ丸ノ内線、副都心線

「新宿三丁目」下車（A1出口）徒歩4分

「新宿御苑前」下車（1番出口）徒歩3分

○都営新宿線

「新宿三丁目」下車（C5出口）徒歩3分

○JR山手線

「新宿」南口下車 徒歩8分

(注) 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。

